

院内トリアージ実施料の算定について

当院は、新型コロナウイルス感染症拡大において、『診療・検査機関』として県の指定を受けております。

新型コロナウイルスによる症状は様々で、通常の風邪症状と区別をつける事が大変困難であります。

風邪症状（発熱・咳・鼻水・だるさ・腹部症状等）、味覚、嗅覚の異常等の症状のある患者様で、事前の問診により、新型コロナウイルス感染の可能性を疑った場合は、他の患者様とは別の隔離された場所でお待ちいただき、診療を行います。

令和3年10月1日より、新型コロナウイルス感染症であると疑われる患者様に対し、特別な予防対策を施し、診察した場合には、厚生労働省の算定要件に従い、『院内トリアージ実施料』として、

550点(**3割負担 1,650円** **2割負担 1,100円** **1割負担 550円**)を従来の診察費用と合わせて算定させていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和3年10月13日 医療法人徳祐会